



発行 新潟県

号外 5

平成28年 3月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 病院局管理規程

- 6 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 7 新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 8 新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 9 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 10 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程(病院局総務課)

## 病院局訓令

- 1 新潟県病院局事務決裁規程の一部改正(病院局総務課)
- 2 新潟県病院局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程の一部改正(病院局総務課)
- 3 新潟県病院局文書記号規程の一部改正(病院局総務課)
- 4 新潟県病院局財務規程による帳票その他の書類の様式の一部改正(病院局総務課)

## 人事委員会規則

- 6-1784 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1785 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 12-89 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

## 教育委員会規則

- 5 新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則(教育庁総務課)
- 6 教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則の一部を改正する規則(教育庁総務課)

## 教育委員会訓令

- 5 新潟県教育委員会職員の安全衛生管理組織等を定める規程の一部改正(福利課)
- 6 新潟県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正(福利課)
- 7 新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程の一部改正(教育庁総務課)
- 8 新潟県教育委員会事務決裁規程の一部改正(教育庁総務課)

病院局管理規程



副参事、主査及び主任を置くことができる。  
 2 参与、参事、副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

第 20 条 (略)

2 (略)

3 前 2 項に規定するもののほか、県立中央病院診療部に内視鏡センター長を置く。

4 前 3 項の規定にかかわらず病院の規格その他の状況により、長を置かないことができる。ただし、事務長、薬剤部長及び看護部長は、この限りでない。

5 第 1 項から第 3 項までに規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

6 (略)

(参与等)

第 20 条の 2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参与、参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主

事、主査及び主任を置くことができる。  
 2 参事、副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

第 2 節の 2 地域機関におかれる職

(六日町・小出病院事業清算事務所の職の設置)

第 17 条の 5 六日町・小出病院事業清算事務所に次条及び第 17 条の 7 の規定により置かれる職のほか、次のうち必要な職を置くことができる。事務職員及び技術職員をもつて充てる職

(1) 主事

(2) 技師

(職制上の職)

第 17 条の 6 六日町・小出病院事業清算事務所に所長を置く。

2 六日町・小出病院事業清算事務所に次長を置く。

3 所長は、上司の命を受け、六日町・小出病院事業清算事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第 17 条の 7 六日町・小出病院事業清算事務所に参事、副参事、主査、主任、専門員（次項において「参事等」という。）を置くことができる。

2 参事等は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

第 20 条 (略)

2 (略)

3 前 2 項の規定にかかわらず病院の規格その他の状況により、長を置かないことができる。ただし、事務長、薬剤部長及び看護部長は、この限りでない。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

5 (略)

(参事等)

第 20 条の 2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業

任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、作業療法専門員、専門員（次項において「参与等」という。）を置くことができる。

- 2 参与等は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、薬剤専門員、診療放射線専門員、作業療法専門員、専門員（次項において「参事等」という。）を置くことができる。

- 2 参事等は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 新潟県病院局管理規程第7号

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程

新潟県病院局事務委任規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において「院長」とは、新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第19条に規定する病院の院長を、「校長」とは、同規程第24条に規定する看護専門学校長をいう。</p> <p>(院長等への共通委任)</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる事務は、院長及び<u>校長</u>に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の旅行（院長及び<u>校長</u>の5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。</p> <p>(3)～(5)の5 (略)</p> <p>(6) 職員の休暇、部分休業及び職務専念義務の免除の承認等をする事（院長及び<u>校長</u>の5日以上に係るもの並びに結核性疾病に係るものうち1日を単位とするものを除く。）。</p> <p>(6)の2～(17) (略)</p> <p>(18) 病院の分掌事務の執行に関し、許可、認可等を要するものについて当該許可、認可等の申請をすること。</p> <p>(19) (略)</p> <p>(委任の特例)</p> <p><b>第4条</b> 前条の規定により委任した事務のうち、次の各号の一に該当するものについては、院長又は<u>校長</u>は、その処理につきあらかじめ病院局長の指揮を受けなければならない。</p> <p>(1) 院長又は<u>校長</u>等において特に重要又は異例と認めるもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において「院長」とは、新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第19条に規定する病院の院長を、「校長」とは、同規程第24条に規定する看護専門学校長を、<u>「所長」とは、同規程第17条の6に規定する六日町・小出病院事業清算事務所の所長を</u>いう。</p> <p>(院長等への共通委任)</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる事務は、院長、<u>校長</u>及び<u>所長</u>に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の旅行（院長、<u>校長</u>及び<u>所長</u>の5日以上の旅行を除く。次号において同じ。）の命令をすること。</p> <p>(3)～(5)の5 (略)</p> <p>(6) 職員の休暇、部分休業及び職務専念義務の免除の承認等をする事（院長、<u>校長</u>及び<u>所長</u>の5日以上に係るもの並びに結核性疾病に係るものうち1日を単位とするものを除く。）。</p> <p>(6)の2～(17) (略)</p> <p>(18) <u>病院及び六日町・小出病院事業清算事務所</u>の分掌事務の執行に関し、許可、認可等を要するものについて当該許可、認可等の申請をすること。</p> <p>(19) (略)</p> <p>(委任の特例)</p> <p><b>第4条</b> 前条の規定により委任した事務のうち、次の各号の一に該当するものについては、院長、<u>校長</u>又は<u>所長</u>は、その処理につきあらかじめ病院局長の指揮を受けなければならない。</p> <p>(1) 院長、<u>校長</u>又は<u>所長</u>等において特に重要又は異例と認めるもの</p> <p>(2) (略)</p>

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第 8 号

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3 月30日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程

第 1 条 新潟県病院局公印規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削る。

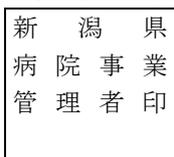
改 正 後	改 正 前
(公印の種類) <b>第 2 条</b> 公印の種類は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8)～(9) (略) (10)・(11) (略) 2 (略)	(公印の種類) <b>第 2 条</b> 公印の種類は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) <u>(7)の 2</u> <u>地域機関の長印</u> (8)～(9) (略) <u>(9)の 2</u> <u>地域機関の企業出納員印</u> (10)・(11) (略) 2 (略)

第 2 条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

公印のひな形及び寸法



27mm平方



27mm平方



24mm平方



24mm平方



27mm平方



27mm平方



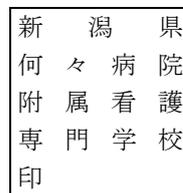
27mm平方



18mm平方



18mm平方



30mm平方



27mm平方

備考 字体は、適宜とする。

第 3 条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(管守) <b>第 4 条</b> 第 2 条 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 8 号の公印は、総務課長が管守する。 2 前項以外の公印は、新潟県立病院長及び新潟県立病院附属看護専門学校長がそれぞれ管守する。	(管守) <b>第 4 条</b> 第 2 条 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 8 号の公印は、総務課長が管守する。 2 前項以外の公印は、新潟県立病院長、 <u>新潟県立病院附属看護専門学校長</u> 及び <u>地域機関の長</u> がそれぞれ管守する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加え、次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前			
<b>別表第1（第2条関係）</b>			<b>別表第1（第2条関係）</b>			
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分	
(略)			(略)			
施設	(略)	(略)	施設	(略)	(略)	
	(略)	(略)		社会復帰部長	(略)	(略)
	中央病院内視鏡センター長				中央病院専任セーフティマネージャー	5種
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	事務長（区分3種のものを除く。） 中央病院、がんセンター新潟病院及び新発田病院事務長補佐 （局長が定めるものに限る。）	(略)		事務長（区分3種のものを除く。） 六日町・小出病院事業清算事務所長 中央病院、がんセンター新潟病院及び新発田病院事務長補佐 （局長が定めるものに限る。）	(略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
備考	(略)		備考	(略)		

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第10号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3 月30日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和 60 年新潟県病院局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第 2 条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(執行伺の形式)</p> <p><b>第24条</b> 支出負担行為についての執行伺は、経費執行票により行うものとする。ただし、次の各号に掲げる経費については、<u>経費執行票兼支出調書によることができる。</u></p> <p>(1) <u>契約を締結するときに契約の履行の内容又は受ける給付の内容が不確定であるため、あらかじめ負担すべき金額を確定することが困難である契約及び単価契約による契約のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>ア 消耗品費 イ 光熱水費 ウ 燃料費 エ 修繕費 オ 通信運搬費 カ 賃借料 キ 委託料</p> <p>(2) <u>1件100万円を超えず、かつ契約後2月以内で総額で支出命令を発する見込みの契約のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>ア 消耗品費 イ 消耗備品費 ウ 光熱水費 エ 燃料費 オ 修繕費 カ 通信運搬費 キ 賃借料 ク 委託料</p> <p><b>2</b> <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費に係る支出負担行為の決定については経費執行</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p><b>第 2 条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6)の2 地域機関 新潟県病院局組織規程第2章の2に規定するものをいう。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(執行伺の形式)</p> <p><b>第24条</b> 支出負担行為についての執行伺は、経費執行票により行うものとする。ただし、<u>次の各号に掲げる経費に係る支出負担行為の決定については経費執行伺によらなければならない。</u></p>

<p><u>伺によらなければならない。</u></p> <p>(1) ～(7) (略)</p> <p>3 修繕工事の執行伺は、第145条の規定を準用する。</p> <p>(受託者の払込手続)</p> <p><b>第44条の4</b> 受託者は、収納の委託を受けた収入金を領収したときは、納入に領収書を交付するとともに、<u>受託現金払込書により速やかに(病院局が期日を指定した場合にあつては、その期日までに)</u> 企業出納員又は出納店若しくは収納店に払い込まなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(履行の確認)</p> <p><b>第191条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 検査をした者は、検査調書を作成し、予算執行職員以外のものが作成した場合には、予算執行職員に提出しなければならない。ただし、薬品の購入及び<u>1件の金額(一定期間ごとに履行を確認し、支払いをすることが定められた契約にあつては当該期間に係る支出しようとする額、単価契約にあつては1件ごとの支出しようとする額とする。)</u>が200万円未満のものについては、請求書又は支出調書に検査した者の証明を付することをもつて検査調書に代えることができる。</p> <p>(福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約等をする場合の手続)</p> <p><b>第215条の2</b> 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定に基づき随意契約をする場合の手続は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 予算執行職員は、見積書の提出期限の前日から起算して10日以上の間(やむを得ない理由があると認めるときは、5日以上の間)において、<u>買い入れ、若しくは借り入れようとする</u>物品又は提供を受けようとする役務の内容、契約をしようとする局本庁の課又は施設の名称及び所在地、契約の相手方の決定方法、見積書の提出期限及び提出方法その他必要な事項を公表すること。</p> <p>(2) 予算執行職員は、契約をした後速やかに、<u>買い入れ、若しくは借り入れる</u>物品又は提供を受けようとする役務の名称及び数量、契約の相手方の名称及び住所、契約年月日、契約金額、契約の相手方とした理由その他必要な事項を公表すること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1) ～(7) (略)</p> <p>2 修繕工事の執行伺は、第145条の規定を準用する。</p> <p>(受託者の払込手続)</p> <p><b>第44条の4</b> 受託者は、収納の委託を受けた収入金を領収したときは、納入に領収書を交付するとともに、<u>受託現金払込書により速やかに企業出納員又は出納店若しくは収納店に払い込まなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(履行の確認)</p> <p><b>第191条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 検査をした者は、検査調書を作成し、予算執行職員以外のものが作成した場合には、予算執行職員に提出しなければならない。ただし、薬品の購入及び200万円未満のものについては、請求書又は支出調書に検査した者の証明を付することをもつて検査調書に代えることができる。</p> <p>(福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約等をする場合の手続)</p> <p><b>第215条の2</b> 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定に基づき随意契約をする場合の手続は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 予算執行職員は、見積書の提出期限の前日から起算して10日以上の間(やむを得ない理由があると認めるときは、5日以上の間)において、<u>買い入れようとする</u>物品又は提供を受けようとする役務の内容、契約をしようとする局本庁の課又は施設の名称及び所在地、契約の相手方の決定方法、見積書の提出期限及び提出方法その他必要な事項を公表すること。</p> <p>(2) 予算執行職員は、契約をした後速やかに、<u>買い入れる</u>物品又は提供を受けようとする役務の名称及び数量、契約の相手方の名称及び住所、契約年月日、契約金額、契約の相手方とした理由その他必要な事項を公表すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(施設の規定の準用)</p> <p><b>第231条の2</b> 第3条第2項及び第4項、第4条、第</p>
--	---

	<p><u>6条第1項から第4項まで、第7条、第8条第1項、第14条、第18条、第19条第1項、第23条、第32条、第60条第1項、第73条、第75条第2項、第103条第1項、第104条、第105条、第120条第2項、第121条第1項及び第2項、第133条から第135条まで、第136条第1項及び第2項、第137条、第139条第2号、第140条、第144条第3項、第149条第1項、第152条、第159条、第162条第1項、第165条、第166条第3項、第167条、第168条、第169条第1項、第175条、第176条第3項、第184条第1項、第215条の2第1項第1号並びに第224条第1項第1号の規定は、地域機関における予算執行権限等について準用する。この場合において、これらの規定(第3条第4項を除く。)中「院長」とあるのは「所長」と、「施設」とあるのは「地域機関」と、「事務長」とあるのは「所長」と、「事務長補佐」とあるのは「次長」と、「薬剤部長」とあるのは「地域機関の会計事務を担当する課長」と、「給食事務」とあるのは「会計事務」と、第3条第4項中「院長」とあるのは「所長」と、「それぞれ事務長又は事務長補佐」とあるのは「地域機関の次長」と読み替えるものとする。</u></p>
--	--

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**病院局訓令**

新潟県病院局訓令第 1号

局本庁  
地域機関  
施設

新潟県病院局事務決裁規程（昭和36年新潟県病院局訓令第 2号）の一部を次のように改正し、平成28年 4月 1日から実施する。

平成28年 3月30日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

次の表の改正前の欄中章、条、項及び号の表示に下線が引かれた章、条、項及び号（以下「移動章等」という。）に対応する同表の改正後の欄中章、条、項及び号の表示に下線が引かれた章、条、項及び号（以下「移動後章等」という。）が存在しない場合には当該移動章等（以下「削除章等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（章、条、項及び号の表示、削除章等並びに別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章、条、項及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p><b>第 2 条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p><b>第 2 条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の 2 地域機関 病院局組織規程第 2 章の 2 に規定するものをいう。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章の 2 地域機関</b></p> <p style="text-align: center;"><u>(地域機関の長の専決事項)</u></p> <p><b>第 13 条の 2</b> <u>地域機関の長の専決事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 行政文書等の公開の決定等を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示及び訂正の決定等並びに個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理に係る審査会への意見聴取を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の規定による申請、届出、報告等を行うこと。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(地域機関の長の権限に属する事務の専決)</u></p> <p><b>第 13 条の 3</b> <u>次長の専決事項は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 職員（局本庁の課長補佐に相当する職以上の職にある者を除く。次号から第 5 号まで及び第 6 号において同じ。）の旅行の命令を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 職員の旅行の復命を受けること。</u></p> <p><u>(3) 職員の時間外勤務等の命令を行うこと。</u></p> <p><u>(3)の 2 職員の時間外勤務代休時間の指定を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 職員の特殊勤務の命令を行うこと。</u></p> <p><u>(5) 職員（地域機関の長を除く。）の週休日の振</u></p>

- 替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5)の2 職員(地域機関の長を除く。)の代休日を指定すること。
- (6) 職員の休暇等の承認等(地域機関の長の5日以上に係るものを除く。)をすること。
- (6)の2 職員の営利企業等従事許可願を許可すること。
- (7) 職員の扶養親族届に関する扶養親族としての要件の有無及び配偶者の有無について確認し認定すること。
- (8) 職員の住居届に係る事実の確認及び住居手当の月額決定又は改定をすること。
- (9) 職員の通勤届に係る事実の確認及び通勤手当の月額決定又は改定をすること。
- (9)の2 職員の単身赴任届に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定をすること。
- (10) 職員の児童手当の受給資格及び額の認定をすること。
- (11) 電子計算機による給与事務処理のための諸報告をすること。
- (12) 職員の身分証明書その他軽易な証明書の発行をすること。
- (13) 職員の被服の貸与をすること。
- (14) 前各号のほか、定例に属する軽易な事項で地域機関の長の指定する事項を処理すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次長が長期にわたり不在のとき、又は次長が不在の場合において緊急を要するときは、地域機関の長は、当該次長が専決する事項について専決するものとする。

(代決)

**第13条の4** 地域機関における事務の代決は、別表第2の2に定めるところによる。

(準用規定)

**第17条** 第7条及び第12条及び第13条までの規定は、地域機関及び施設における専決及び代決について準用する。

(準用規定)

**第17条** 第7条及び第12条及び第13条までの規定は、施設における専決及び代決について準用する。

**別表第2の2** (第13条の4関係)

地域機関 種類	代決の順序
六日町・ 小出病院 事業清算 事務所	1 所長の権限の代決 (1) 所長が不在のときは、次長（次 長が複数の場合は、所長があらか じめ指定した順位による。） (2) 所長及び次長がともに不在のと きは、所長があらかじめ指定した 職員

新潟県病院局訓令第2号

局本庁  
地域機関  
施設

新潟県病院局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程（昭和53年新潟県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月30日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業所の長 局本庁にあつては病院事業管理者、病院（看護専門学校を含む。以下「病院」という。）にあつては病院長をいう。</p> <p>(安全衛生管理者)</p> <p><b>第6条</b> 局本庁及び病院に安全衛生管理者を置く。</p> <p>2 安全衛生管理者には、局本庁にあつては病院局総務課長の職にある者を、病院にあつては病院長の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 安全衛生管理者は、衛生管理者又は衛生推進者を指揮し、局本庁及び病院における次の業務を管理するとともに、安全衛生総括管理者の指示する業務を管理しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(設置)</p> <p><b>第10条</b> 病院に法第13条の規定による産業医を置く。</p> <p>(選任)</p> <p><b>第11条</b> 産業医は、病院長が法第13条第2項に規定する要件を備えている者のうちから選任し、又は委嘱する。</p> <p>(職務)</p> <p><b>第12条</b> 産業医は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該職務に関する事項について、病院長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者に指導若しくは助言するこ</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業所の長 局本庁にあつては病院事業管理者、病院（看護専門学校を含む。以下「病院」という。）にあつては病院長、<u>六日町・小出病院事業清算事務所</u>にあつては所長をいう。</p> <p>(安全衛生管理者)</p> <p><b>第6条</b> <u>局本庁、病院及び六日町・小出病院事業清算事務所</u>に安全衛生管理者を置く。</p> <p>2 安全衛生管理者には、局本庁にあつては病院局総務課長の職にある者を、病院にあつては病院長の職にある者を、<u>六日町・小出病院事業清算事務所</u>にあつては所長の職にある者をもつて充てる。</p> <p>3 安全衛生管理者は、衛生管理者又は衛生推進者を指揮し、局本庁、<u>病院及び六日町・小出病院事業清算事務所</u>における次の業務を管理するとともに、安全衛生総括管理者の指示する業務を管理しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(設置)</p> <p><b>第10条</b> <u>病院及び六日町・小出病院事業清算事務所</u>に法第13条の規定による産業医を置く。</p> <p>(選任)</p> <p><b>第11条</b> 産業医は、病院長<u>又は所長</u>が法第13条第2項に規定する要件を備えている者のうちから選任し、又は委嘱する。</p> <p>(職務)</p> <p><b>第12条</b> 産業医は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該職務に関する事項について、病院長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者に指導若しくは助言するこ</p>

<p>とができる。 (1)～(7) (略)</p> <p>2 産業医は、少なくとも毎月1回以上病院内を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、病院長に対し、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。</p> <p>(報告) 第21条 (略)</p>	<p>とができる。 (1)～(7) (略)</p> <p>2 産業医は、少なくとも毎月1回以上病院内又は六日町・小出病院事業清算事務所内を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、病院長又は所長に対し、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。</p> <p>(報告) 第21条 (略)</p> <p>2 所長は、産業医を選任したときは、別に定める報告書を安全衛生総括管理者に提出しなければならない。</p>
---	--

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県病院局訓令第3号

局本庁  
地域機関  
施設

新潟県病院局文書記号規程（昭和35年新潟県病院局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月30日

新潟県病院事業管理者 若月 道 秀

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前										
<p><b>第2条</b> 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">記号</td> <td>病院名等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	記号	病院名等	(略)		<p><b>第2条</b> 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">記号</td> <td>病院名等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>県病清</td> <td>六日町・小出病院事業清算事務所</td> </tr> </table>	記号	病院名等	(略)		県病清	六日町・小出病院事業清算事務所
記号	病院名等										
(略)											
記号	病院名等										
(略)											
県病清	六日町・小出病院事業清算事務所										

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

◎新潟県病院局訓令第4号

局本庁

新潟県病院局財務規程による帳票その他の書類の様式(昭和60年3月新潟県病院局訓令第4号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

第59号様式、第60号様式及び第82号様式を次のように改める。

第59号様式(第85条関係)

ファームバンキング支払依頼確認書

新潟県病院局出納取扱機関

銀行 支店 御中

新潟県病院局企業出納員 ㊞

下記内訳のとおりデータ伝送したの で確認願います。	支払指定日	年 月 日
	データ伝送日	年 月 日

金額

施設名	件数	金額	施設名	件数	金額
妙高			十日町		
中央			精神医療センター		
松代			加茂		
柿崎			吉田		
津川			リウマチセンター		
がんセンター			局本庁		
新発田					
坂町					

第60号様式(第85条関係)

年 月 日

ファームバンキング支払済報告書

新潟県病院局企業出納員 殿

新潟県病院局出納取扱金融機関

銀行 支店 ㊞

データ伝送による通知に基づき支払 が完了したことを報告します。	支 払 指 定 日	年 月 日
	デ ー タ 伝 送 日	年 月 日

金額

施設名	件数	金 額	施設名	件数	金 額
妙 高			十 日 町		
中 央			精 神 医 療 セ ン タ ー		
松 代			加 茂		
柿 崎			吉 田		
津 川			リウマチセンター		
がんセンター			局 本 庁		
新 発 田					
坂 町					

備考

第82号様式(第177条関係)

### 現金預金残高照合表

年 月 末の現金及び預金残高の照合結果は、次のとおりです。

年 月 日

新潟県病院局  
企業出納員

(単位:円)

区 分 試 算 表 残 高	現 金 (A)	預 金 (B)	計 (資金予算表資金残高)
出納取扱金融機関等 残 高	(企業出納員現金残高) (C)	(出納取扱金融機関預金残高) (D)	
不 符 合 額	(C)-(A) (E)	(D)-(B) (F)	

(C) 企業出納員現金残高

施 設 名	金 額	施 設 名	金 額
妙高病院		がんセンター新潟病院	
中央病院		新発田病院	
松代病院		坂町病院	
柿崎病院		リウマチセンター	
十日町病院		病院局	
精神医療センター			
加茂病院			
津川病院			
吉田病院		計	

(D) 出納取扱金融機関預金残高内訳

(単位:円)

区 分	第 四 銀 行	北 越 銀 行	計
預 金			
預 金			
預 金			
計			
当 座 借 越			

不 符 合 額 説 明

施 設 名	金 額	理 由
病院局		

## 人事委員会規則

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

### 新潟県人事委員会規則第6-1784号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(規則第6-1313号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(職業訓練手当)</p> <p><b>第26条</b> 条例第30条第1項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開発援助課又は能力開発支援課に勤務する職員で学科及び実技の訓練を担当せず、学科及び実技の訓練に付随する業務を担当する職員</p>	<p>(職業訓練手当)</p> <p><b>第26条</b> 条例第30条第1項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開発援助課に勤務する職員で学科及び実技の訓練を担当せず、学科及び実技の訓練に付随する業務を担当する職員</p>

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第 6 - 1785号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第 6 - 118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前					
<b>別表第 1（第 2 条関係）</b>				<b>別表第 1（第 2 条関係）</b>					
組織上の区分	職		区分	組織上の区分	職		区分		
知事の 事務部 局	(略)		4種	知事の 事務部 局	(略)		3種		
	はまぐみ小児療育センター	所長 (略)			はまぐみ小児療育センター (略)	所長 (略)			
	(略)				(略)				
	(略)				(略)				
(略)				(略)					
教育委 員会の 事務部 局	(略)		3種	教育委 員会の 事務部 局	(略)		3種		
	教育事務所	所長			教育事務所	所長			
	(略)				(略)				
警察	本部	(略)	5種	警察	本部	(略)	5種		
		(略)				(略)			
		指導官				(略)		指導官	(略)
		許認可管理センター長				(略)		許認可管理センター長	(略)
		(略)				(略)		(略)	(略)
(略)				(略)					
備考 (略)				備考 (略)					

**附 則**

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

新潟県人事委員会規則第12-89号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表</b>			<b>別表</b>		
	機 関	職		機 関	職
本庁	(略)		本庁	(略)	
	教育委員会 事務局	教育次長 課長 室長 企画主幹 課長補佐 (総務課関係) 職員係長 給与係長 <u>副 参事(法規審査に関する 事務を行うものに限る。)</u> 職員係の主査、主任及 び主事(人事、職員団体 に関する事務を行うもの に限る。) 給与係の主査 及び主任 <u>主査及び主任 (法規審査に関する事務 を行うものに限る。)</u> (略)		教育次長 課長 室長 企画主幹 課長補佐 (総務課関係) 職員係長 給与係長 職 員係の主査、主任及び主 事(人事、職員団体に関 する事務を行うものに限 る。) 給与係の主査及び 主任 (略)	
	(略)			(略)	
本庁以 外の機 関	(略)		本庁以 外の機 関	(略)	
	職業能力開 発校	校長 副校長 総務課長 庶務課長 <u>能力開発支 援課長(庶務に関する事 務を行うものに限る。)</u>		職業能力開 発校	校長 副校長 総務課長 庶務課長
	(略)			(略)	
	青少年研修 センター	所長		青少年研修 センター	所長 <u>次長</u>
	少年自然の 家	所長 <u>次長</u>		少年自然の 家	所長
	(略)			(略)	
備考	(略)		備考	(略)	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会規則

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

**新潟県教育委員会規則第5号**

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(課等の設置)</p> <p><b>第7条</b> 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 保健体育課  <u>学校保健係 学校給食係 学校体育指導係</u>  <u>スキー国体室</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(政策企画員)</p> <p><b>第23条</b> <u>文化行政課及び保健体育課</u>に政策企画員を置く。</p> <p>(次長等)</p> <p><b>第27条</b> 教育センター、生涯学習推進センター及び<u>少年自然の家</u>に次長を、図書館、近代美術館及び文書館に副館長を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(課等の設置)</p> <p><b>第7条</b> 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 保健体育課            学校保健係 学校給食係 学校体育指導係</p> <p>2 (略)</p> <p>(政策企画員)</p> <p><b>第23条</b> 文化行政課に政策企画員を置く。</p> <p>(次長等)</p> <p><b>第27条</b> 教育センター、生涯学習推進センター及び<u>青少年研修センター</u>に次長を、図書館、近代美術館及び文書館に副館長を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月30日

新潟県教育委員会

委員長 外 山 迪 子

**新潟県教育委員会規則第 6 号**

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則の一部を改正する規則

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則（平成20年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第26条</u>の規定に基づき、新潟県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(点検及び評価の対象及び時期)</p> <p><b>第 2 条</b> 点検及び評価の対象は、<u>法第21条</u>各号に掲げる事務及び教育施策上の重要課題とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(資料の整理等)</p> <p><b>第 3 条</b> 点検及び評価に資するため、事務局（<u>法第17条</u>に定める事務局をいう。以下同じ。）は、前条第 1 項に規定する事項について、必要な資料を整理する。</p> <p>(点検及び評価に係る会議等)</p> <p><b>第 4 条</b> (略)</p> <p>2 <u>法第26条第 2 項</u>に定める学識経験者の知見を活用するため、教育委員会は前項に規定する協議会に、学識経験者の出席を求める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和36年法律第162号。以下「法」という。）<u>第27条</u>の規定に基づき、新潟県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(点検及び評価の対象及び時期)</p> <p><b>第 2 条</b> 点検及び評価の対象は、<u>法第23条</u>各号に掲げる事務及び教育施策上の重要課題とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(資料の整理等)</p> <p><b>第 3 条</b> 点検及び評価に資するため、事務局（<u>法第18条</u>に定める事務局をいう。以下同じ。）は、前条第 1 項に規定する事項について、必要な資料を整理する。</p> <p>(点検及び評価に係る会議等)</p> <p><b>第 4 条</b> (略)</p> <p>2 <u>法第27条第 2 項</u>に定める学識経験者の知見を活用するため、教育委員会は前項に規定する協議会に、学識経験者の出席を求める。</p>

**附 則**

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第5号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関

新潟県教育委員会職員の安全衛生管理組織等を定める規程（昭和52年12月新潟県教育長訓令第4号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p><b>第11条</b> 産業医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行い当該業務に関する事項について、当該事業所の長に報告し、又は衛生管理者に指導若しくは助言することができる。</p> <p>(1) <u>健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(2) <u>法第66条の8第1項に規定する面接指導及び66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(3) <u>法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職務)</p> <p><b>第11条</b> 産業医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行い当該業務に関する事項について、当該事業所の長に報告し、又は衛生管理者に指導若しくは助言することができる。</p> <p>(1) <u>健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>

◎新潟県教育委員会訓令第6号

教育庁本庁  
県立学校

新潟県立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月新潟県教育長訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(学校管理医の職務)</p> <p><b>第14条</b> 学校管理医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該業務に関する事項について、校長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者若しくは衛生推進者に指導若しくは助言することができる。</p> <p>(1) <u>健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(2) <u>法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(3) <u>法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(健康管理医の職務)</p> <p><b>第16条</b> 健康管理医は、当該分校等における、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>心理的な負担の程度を把握するための検査等に関すること。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(学校管理医の職務)</p> <p><b>第14条</b> 学校管理医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該業務に関する事項について、校長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者若しくは衛生推進者に指導若しくは助言することができる。</p> <p>(1) <u>健康診断及び面接指導等の実施、これらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置その他職員の健康管理に関すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(健康管理医の職務)</p> <p><b>第16条</b> 健康管理医は、当該分校等における、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

◎新潟県教育委員会訓令第7号

教育庁本庁  
県立学校

新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程（昭和46年12月新潟県教育長訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第2（第36条、第36条の2関係）			別表第2（第36条、第36条の2関係）		
番号	学校の名称	記号	番号	学校の名称	記号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>14</u>	(略)	(略)	<u>14</u>	新潟県立西川竹園高等学校	西竹高
<u>15</u>	(略)	(略)	<u>15</u>	(略)	(略)
<u>16</u>	(略)	(略)	<u>16</u>	(略)	(略)
<u>17</u>	(略)	(略)	<u>17</u>	(略)	(略)
<u>18</u>	(略)	(略)	<u>18</u>	(略)	(略)
<u>19</u>	(略)	(略)	<u>19</u>	(略)	(略)
<u>20</u>	(略)	(略)	<u>20</u>	(略)	(略)
<u>21</u>	(略)	(略)	<u>21</u>	(略)	(略)
<u>22</u>	(略)	(略)	<u>22</u>	(略)	(略)
<u>23</u>	(略)	(略)	<u>23</u>	(略)	(略)
<u>24</u>	(略)	(略)	<u>24</u>	(略)	(略)
<u>25</u>	(略)	(略)	<u>25</u>	(略)	(略)
<u>26</u>	(略)	(略)	<u>26</u>	(略)	(略)
<u>27</u>	(略)	(略)	<u>27</u>	(略)	(略)
<u>28</u>	(略)	(略)	<u>28</u>	(略)	(略)
<u>29</u>	(略)	(略)	<u>29</u>	(略)	(略)
<u>30</u>	(略)	(略)	<u>30</u>	(略)	(略)
<u>31</u>	(略)	(略)	<u>31</u>	(略)	(略)
<u>32</u>	(略)	(略)	<u>32</u>	(略)	(略)
<u>33</u>	(略)	(略)	<u>33</u>	(略)	(略)
<u>34</u>	(略)	(略)	<u>34</u>	(略)	(略)
<u>35</u>	(略)	(略)	<u>35</u>	(略)	(略)
<u>36</u>	(略)	(略)	<u>36</u>	(略)	(略)
<u>37</u>	(略)	(略)	<u>37</u>	(略)	(略)
<u>38</u>	(略)	(略)	<u>38</u>	(略)	(略)
<u>39</u>	(略)	(略)	<u>39</u>	(略)	(略)
<u>40</u>	(略)	(略)	<u>40</u>	(略)	(略)
<u>41</u>	(略)	(略)	<u>41</u>	(略)	(略)
<u>42</u>	(略)	(略)	<u>42</u>	(略)	(略)
<u>43</u>	(略)	(略)	<u>43</u>	(略)	(略)
<u>44</u>	(略)	(略)	<u>44</u>	(略)	(略)
<u>45</u>	(略)	(略)	<u>45</u>	(略)	(略)
<u>46</u>	(略)	(略)	<u>46</u>	(略)	(略)
<u>47</u>	(略)	(略)	<u>47</u>	(略)	(略)
<u>47</u>	(略)	(略)	<u>48</u>	(略)	(略)

<u>48</u>	(略)	(略)	<u>49</u>	(略)	(略)
<u>49</u>	(略)	(略)	<u>50</u>	(略)	(略)
<u>50</u>	(略)	(略)	<u>51</u>	(略)	(略)
<u>51</u>	(略)	(略)	<u>52</u>	(略)	(略)
<u>52</u>	(略)	(略)	<u>53</u>	(略)	(略)
<u>53</u>	(略)	(略)	<u>54</u>	(略)	(略)
<u>54</u>	(略)	(略)	<u>55</u>	(略)	(略)
<u>55</u>	(略)	(略)	<u>56</u>	(略)	(略)
<u>56</u>	(略)	(略)	<u>57</u>	(略)	(略)
<u>57</u>	(略)	(略)	<u>58</u>	(略)	(略)
<u>58</u>	(略)	(略)	<u>59</u>	(略)	(略)
<u>59</u>	(略)	(略)	<u>60</u>	(略)	(略)
<u>60</u>	(略)	(略)	<u>61</u>	(略)	(略)
<u>61</u>	(略)	(略)	<u>62</u>	(略)	(略)
<u>62</u>	(略)	(略)	<u>63</u>	(略)	(略)
<u>63</u>	(略)	(略)	<u>64</u>	(略)	(略)
<u>64</u>	(略)	(略)	<u>65</u>	(略)	(略)
<u>65</u>	(略)	(略)	<u>66</u>	(略)	(略)
<u>66</u>	(略)	(略)	<u>67</u>	(略)	(略)
<u>67</u>	(略)	(略)	<u>68</u>	(略)	(略)
<u>68</u>	(略)	(略)	<u>69</u>	(略)	(略)
<u>69</u>	(略)	(略)	<u>70</u>	(略)	(略)
<u>70</u>	(略)	(略)	<u>71</u>	(略)	(略)
<u>71</u>	(略)	(略)	<u>72</u>	(略)	(略)
<u>72</u>	(略)	(略)	<u>73</u>	(略)	(略)
<u>73</u>	(略)	(略)	<u>74</u>	(略)	(略)
<u>74</u>	(略)	(略)	<u>75</u>	(略)	(略)
<u>75</u>	(略)	(略)	<u>76</u>	(略)	(略)
<u>76</u>	(略)	(略)	<u>77</u>	(略)	(略)
<u>77</u>	(略)	(略)	<u>78</u>	(略)	(略)
<u>78</u>	(略)	(略)	<u>79</u>	(略)	(略)
<u>79</u>	(略)	(略)	<u>80</u>	(略)	(略)
<u>80</u>	(略)	(略)	<u>81</u>	(略)	(略)
<u>81</u>	(略)	(略)	<u>82</u>	(略)	(略)
<u>82</u>	(略)	(略)	83	新潟県立相川高等学校	相高
(略)	(略)	(略)	<u>84</u>	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)

## ◎新潟県教育委員会訓令第8号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(参事等の専決事項)</p> <p><b>第4条の5</b> 課に置かれる参事及び副参事（<u>政策企画員を含む。</u>）は、第4条及び第5条に規定する課長専決事項のうち、当該課長の指定する事項について専決するものとする。</p> <p>(課長の権限の代決)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 課長、室長及び課長補佐がともに不在のときは、課に置く室の事項については、その事務を担当する係長又は副参事（<u>政策企画員を含む。次条第2項において同じ。</u>）がその事務を代決する。</p> <p><b>別表第1</b>（第3条関係） (教育次長共通専決事項) (1)～(11) (略)</p>	<p>(参事等の専決事項)</p> <p><b>第4条の5</b> 課に置かれる参事及び副参事は、第4条及び第5条に規定する課長専決事項のうち、当該課長の指定する事項について専決するものとする。</p> <p>(課長の権限の代決)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 課長、室長及び課長補佐がともに不在のときは、課に置く室の事項については、その事務を担当する係長又は副参事がその事務を代決する。</p> <p><b>別表第1</b>（第3条関係） (教育次長共通専決事項) (1)～(11) (略) <u>(12) 普通財産の取りこわし(工作物及び立木竹の撤去。ただし、評価額2,500千円以下の場合に限る。)</u></p>